

1 子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

- ・子どもや高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とし、ゆとりを持って運転しましょう。
- ・早めにライトを点灯し、ハイビームを上手に活用しましょう。



2 高齢運転者などの安全運転の徹底

- ・道路を横断する時や交差点を通行するときは、周りの状況を把握し、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・外出する際には、明るい色の服装や反射材を着用しましょう。

3 自転車の安全利用の推進

- ・自転車に乗る場合は、必ず自転車損害保険等に参加しましょう。
- ・無灯火運転や運転中の傘差し、スマートフォン等の使用は危険ですので絶対にやめましょう。

危険なブロック塀などへの安全対策工事費を補助します！

町では、安全・安心のまちづくりのために、倒壊のおそれのあるブロック塀などの撤去および撤去後に新しいブロック塀などを設置するかたに対し、補助金を交付します。

補助対象となるブロック塀など

公道に面する高さが1 m以上あるブロック塀などのうち、地震により倒壊するおそれがあると認められるもの。

対象者

- ①補助対象となるブロック塀などを所有し、それに係る撤去および撤去後に新設工事を行うかた
- ②町内に事業所を有す施工業者で工事を行うかた
- ③町税などの滞納がないかた

補助金額

- ①撤去 1 m当たり1万円を乗じた額 20万円限度
- ②築造 1 m当たり5千円を乗じた額 10万円限度

問合せ 建設課 管理都市計画担当 ☎62-1463

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金

戦後70周年にあたり、戦没者などの尊い犠牲に、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者のご遺族に特別弔慰金を次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による特別弔慰金の受給権を取得したかた
- 2 戦没者の子、兄妹姉妹
- 3 三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していたかたに限る)

○支給内容

額面25万円 5年償還の記名国債

○請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233